

令和4年度
事業計画書



社会福祉法人 佐伯市社会福祉協議会

令和4年度 事業計画書

○ 基本理念

佐伯市社会福祉協議会は、『地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らせるまちづくり』を推進します。

○ 基本方針

今日、地域を取り巻く状況は、少子高齢化が進み、人口減少に拍車がかかるなど、社会環境は大きく変化しています。加えて、子育てや介護をめぐる問題、社会的孤立、複合的要因から陥る生活困窮など、福祉課題や生活課題はより複雑化・深刻化しております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止により、人と人との接触を減らすことが求められるなか、新たな地域づくりの視点と柔軟な対応が求められています。

このような状況のなか、国においても「我が事・丸ごと」をキーワードに、制度・分野ごとの縦割り、「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす人たちがともに支え合い、課題を解決していく「地域共生社会」の実現に向け取り組んでいくこととしています。

当会としても、住民自らが地域課題を「我が事」として捉え、行政や福祉関係者等と連携・協働し、複合的な課題を「丸ごと」受け止める包括的かつ重層的な支援体制づくりをすすめているところであります。

地域づくりの担い手がつながり、新たな展開を生むための場(プラットフォーム)を整備・展開し、「連携・協働の中核」としての役割を担っていきたいと考えています。

また、指定管理者制度については、新たに3年間受託した在宅福祉関係並びに児童福祉関係の事業と特別養護老人ホーム豊寿苑の運営を基に、今後の事業の在り方についても検討を重ねたうえで、住民サービスの向上とともに財政基盤の安定化を図っていきたいと考えています。

最後に、令和3年度に策定した「社協発展・強化計画」の取り組みを着実に進め、経営基盤の安定化、人材育成等を行い、佐伯市社協の将来を見据え、各固たる決意で事業運営に取り組んで参ります。

1 事業実施計画骨子

(1)法人運営部門

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整等を行う社協事業全体のマネジメント業務を行う。

1)理事会・評議員会等の運営

- ・理事会 (年3回)
- ・評議員会 (年3回)
- ・監事監査 (年4回) 3ヶ月に1回、決算監査1回
- ・評議員選任解任委員会 (随時)
- ・役員視察研修会の実施 (1泊2日)

2)財務運営・管理

社会福祉法、社会福祉法人会計基準、社会福祉協議会モデル経理規程等の会計に関する法令等に基づき、適正に計算書類を作成し公表する。

また、継続的・安定的に事業が継続できるよう市との間で補助金・委託金の決定等の公費確保のルール化を図る。

3)リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備

内部けん制体制を構築し、複数によるチェック機能の充実を図り、日常の経理事務を適切に行い、不祥事を防止する。

また、一般関係法令を遵守するとともに、業務関係法令の遵守と法令改正等の情報に関し、県や市の関係各課と連絡を密にとり、遅滞なく体制を整備し法令を遵守する。

4)目標管理シートの導入

組織の活性化と個々の職員のキャリアアップを目指すことを目的に目標管理シートを導入する。

5)研修・能力開発等の計画的な人材育成

階層別(新任職員・中堅職員・指導的職員・管理職)に職種ごとの役割・習得すべき知識、技術を明確にして、計画的に研修を実施し、組織力を高める。

6)労働法制に基づいた労務管理

適切な労務管理を実施し、すべての職員が働きやすい環境を整える。

- ①衛生委員会の開催(毎月)、ストレスチェックの実施(年1回)
- ②法改正に伴う諸規定の見直し

7)「社協発展・強化計画」の進行管理

令和3年度に策定した「社協発展・強化計画」に基づいた取り組みを着実に進めていく。

8)BCP(事業継続計画)の策定

災害・感染症発生時の各種事業の実施の判断や、サービス量の増減、サービスに従事する職員の配置等についてBCP(事業継続計画)を策定する。

9)佐伯市社会福祉センターの管理運営(指定管理事業)

地域住民の福祉及び健康の増進及び意識の高揚を図ることを目的に適切なセンターの管理運営を行っていく。

10)社会福祉関係従事者等の顕彰

国、県、市及び各種大会等において、社会福祉関係に功労のあった方々の表彰具申を積極的に行う。

(2)地域福祉活動推進部門

地域生活の課題解決に向けて住民、事業所など地域の構成員が、それぞれ築いてきた経験、知識、社会関係等を活かしながら、地域がめざす方向性や課題等について話し合いを重ね、合意形成を図る「地域調整機能(プラットフォーム)」の重要性が年々高まっています。

当部門は、地域福祉の推進を担う非営利の公共的団体として、関係団体とともに「地域調整機能(プラットフォーム)」の一翼を担うことを期待されていることを認識し、住民の支え合い活動のさらなる推進の為、地域福祉活動計画に基づく以下の事業を展開いたします。

☆重点事業

- (1)地域課題に対して、不足するサービスの構築を目指し、住民自らがお互いに支えあえる地域づくりを進める。
- (2)生活困窮者の相談体制を強化し、自立に繋がる支援を多機関協働により行う。
- (3)成年後見支援センターの運営を行い、権利擁護体制を充実させる。

[I] やさしい心と人づくり

1 地域の交流・ふれあいの促進

(1)ふれあい・いきいきサロン事業の推進(市受託事業)

- サロン事業では住み慣れた地域で健康で充実した生活が送れるように介護予防や認知症予防に取り組む。
- ①予防に関する活動メニューの充実に向けて、作業療法士をコーディネーターとして配置する。
- ②めじろん元気アップ体操とレクリエーションを取り入れた自主・支援型サロンの推進。
- ③サロン支援員やお助け隊・音楽お助け隊を活用し、サロン活動の継続を支援する。
- ④サロン支援員やサロンお助け隊等のスキルアップ研修会を行う。
- ⑤サロンの効果と参加者の健康状態を把握するため、体力測定の実施・基本チェックリストを活用し、検証を行う。
- ⑥自主型サロンにレクリエーション用具の貸出と情報提供を行う。

(2)子育てサロンの運営支援

- 子育て中の保護者の交流・情報交換の場として子育てサロンを推進し、サロンへの支援や助成を行う。
- ①子育てサロン交流研修会の実施(年1回)。
- ②ホームページの更新と情報誌の発行を行い、最新情報を提供する。
- ③アンケートを実施し、より効果的な運営方法を検討していく。
- ④サロンに講師派遣を行い、サロン内容の充実につなげる。

(3)子ども食堂立ち上げ・運営支援

- 子どもの居場所作りとして「子ども食堂」を立ち上げようとする個人・団体からの相談や開設、運営の支援を行う。

○子育て世代だけでなく、様々な世代が関わりを持ち、地域住民の『居場所』『交流の場』として活用できる「みんな食堂」の開設や運営の支援を行う。

(4) 児童館・放課後児童クラブの運営(指定管理事業)

○子育て支援の拠点として地域福祉活動と連携しながら、安心安全な運営を行う。

- ① 児童館：佐伯・上浦・蒲江
- ② 放課後児童クラブ：上浦・蒲江

(5) 地域行事への支援

○地域で行われる行事等への事業費の助成や必要な物品の貸出を行い、日頃より顔の見える関係を構築する。

- ① 地区社協活動への助成や人的支援を行う。
- ② イベント用品や防災訓練備品等の貸出を行う。
- ③ 一般介護予防の地域貢献事業として、専門職派遣を行う。
- ④ 高校生等の生徒と地域(高齢者)とのつながりの場を作り、地域活動への参加や交流を促進する。

2 福祉意識の醸成

(1) 社協ちびっこフェスティバルの開催(期日 調整中)

○遊びや体験を通じ福祉意識の醸成を図り、福祉や人権、防災について考えるきっかけとして、より多くの子供たちに参加してもらえるよう企画する。

(2) 福祉教育・福祉体験プログラムの実施

○安心して暮らせるまちづくりの実現のために、小中学生、高校生、企業、地域などに情報発信を行い、学習会や研修会を行う。

- ・福祉教育プログラムを作成する。
- ・福祉体験プログラムメニュー：車いす体験、高齢者疑似体験、
盲導犬とのふれあい、点字、手話体験等

(3) 福祉スクールの開催(弥生支部)

○弥生のジュニアスクールと連携し福祉体験を行い、福祉意識の醸成を図る。

(4) 佐伯市社会福祉大会の開催

○市内で福祉活動を行う方々を表彰すると共に、地域福祉活動の啓発を行う。

(5) その他

- ① 地域寄り合い座談会の開催、よのうづの輪(広報誌)の発行(米水津支部)
- ② 小地域での懇談会の開催(蒲江支部)
- ③ 大分県地域福祉推進大会への参加
- ④ ひとしずくちゃん塗り絵コンテストの開催

3 ボランティア・NPO等の育成

(1) ボランティアの活動啓発・支援

- ボランティアセンターにコーディネーターを配置し、ボランティア活動の推進強化を図る。
- 個人・団体ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティア活動を行う人々が活動しやすい環境・体制の整備、活動支援を行う。
- ボランティアに関する広報を行い、ボランティア意識の啓発を行う。
- 傾聴ボランティアとニーズのマッチングや活動支援を行う。

(2) ボランティア手帳の発行

- 学校・施設・地域と連携を図り、中学生・高校生を対象としたボランティア手帳が生徒にとって身近な存在になるよう周知に努める。
- 大人のボランティア手帳を試行し、ボランティア意欲の促進を図る。

(3) NPO、企業ボランティア団体との協働の推進

- 企業の社会貢献活動を地域にいかせるように、地域のニーズとつなぐ。

(4) 夏のボランティア体験事業

- 夏休みの期間、ボランティア活動体験を行うことにより、今後のボランティア活動に積極的に取り組めるよう、きっかけ作りを支援する。

(5) 各種ボランティア講座の開催

- 各種ボランティア講座とスキルアップ講座を実施する。
 - ・傾聴ボランティア講座
 - ・生活支援ちよこっとボランティア養成講座
 - ・福祉体験プログラム養成講座等

4 関係団体の活動促進

(1) 民生委員児童委員協議会の支援

- 事務局を担い、協議会活動に資する情報提供を行い、活動の活性化を図るとともに、会の円滑な運営を支援する。

(2) ボランティア連絡協議会の支援

- 事務局を担い、会の円滑な運営を支援する。

(3) 地区社協の活動支援

- 地区社協に対して活動支援や福祉活動の啓発を行うことにより、地域力の活性化を図るとともに、地区社協の円滑な運営を支援する。
 - ①社協会費の募集時に社協や地区社協の活動のチラシを作成し、地域福祉活動をPRする。
 - ②社協だより、ホームページ、メディアを通じて地区社協活動をPRする。
 - ③地区社協会長・事務局長会議の開催(年1回)により、地域の課題共有、活動強化に努める。

(4) 老人クラブ連合会の支援(市受託事業)

- 老人クラブ連合会と老人クラブ連合会佐伯支部の2つの事務局を担い、企画された大会や集会、会議の円滑な運営を支援する。
- 会員増加を目指し、佐伯市老連だよりの発行(年2回)を行う。

[Ⅱ] 支えあう地域づくり

1 地域ネットワークづくりと支えあい活動の促進

(1) 地域福祉ネットワーク事業の推進

- 地域のつながりを強めるために、地区社協、民生委員児童委員協議会、他の関係機関と協働してネットワークを構築し、ひとり暮らし高齢者の見守りをはじめ、災害や犯罪に強い地域づくりを推進する。

① 緊急情報キット連絡会

緊急キット事業を円滑かつ効果的に進めるため、関係機関による連絡会を実施する。(年1回)

② 災害ボランティアネットワーク協議会

災害時に支援活動が可能な団体と、日ごろから顔の見える関係を構築するために、会議、訓練、研修を行う。

③ 生活困窮者支援連絡会議

関係機関が一堂に会し相互理解を図り連携強化のため会議を実施する。(年1回)

④ 福祉推進員による見守り活動の推進(蒲江支部)

民生委員児童委員と連携し、地域内の問題を一早く発見し、支援する。また、福祉推進員と民生児童委員の情報共有の仕組みの検討を行う。

- 「佐伯市地域コミュニティ推進指針」に基づき、コミュニティ創生課と連携し、エリアごとに異なる地域課題や既存の地域支援団体の活動や住民が大切にしていることに着目し、課題共有に努めながら、今後の福祉活動の在り方を関係者と共に検討します。

・『青山を考える会』の支援(佐伯支部)・『西上浦を考える会』の支援(佐伯支部)

・『宇目を考える会』の支援(宇目支部)・『直川を考える会』の支援(直川支部)

・令和4年度に市コミュニティ創生課が支援する新たなモデル地域の活動支援

(2) 地域づくり大作戦(市受託事業:生活支援体制整備事業)

- 地区社協等を協議体として、高齢者を中心とした地域課題を地域で解決する為の仕組みづくりを行う。生活支援コーディネーターを配置し、社協の地域福祉事業や地域内の資源を有効活用し、地域とともに必要な取組を実施する。

① 地域の社会資源及び困りごとの把握を行う。

② サービスの担い手の養成を行う。(生活支援ボランティア講座)

③ 必要な資源の開発を行う。

④ 有償ボランティア団体の研修会や団体同士の交流会を開催し、活動の活性化を図る。

⑤ 事業所、専門職とのネットワークの構築

⑥ 地域の企業との連携を深め、地域貢献活動や地域課題への支援等を目的にネットワーク会議を開催する。

○地域での助け合い活動の支援を行う。

- 佐伯 ・大入島たすけ愛隊 ・助け愛たい青山 ・木立中野河内お助け隊
- 弥生 ・床木とことこ隊
- 本匠 ・みずぐるま
- 宇目 ・宇目つくし隊
- 直川 ・直川地域協力隊 ・ボランティア直川
- 鶴見 ・鶴鶴クラブ
- 米水津 ・米水津たすけ愛隊
- 蒲江 ・畑野浦生活支援隊 ・竹野浦河内カントリー支援隊

○第1.2層協議体の活性化

地域課題や個別課題の解決に向けて話し合う協議体を第1層圏域・第2層圏域で開催する。

○地域の寄り合い所の確保・運営支援

公民館、空き家、学校の空き教室、廃校となった校舎等を地域の寄り合い所として活用し、介護予防、生活支援の拠点等の取組を検討する。

- ・チェア健康体操の活動支援(佐伯支部)
- ・佐伯地区「地域力アップ」懇談会(佐伯支部)
- ・上浦地区 新たな集いの場の立ち上げ支援(上浦支部)
- ・「さぎなみ」の活動支援(鶴見支部)
- ・「丸市尾よってみらんかい」の活動支援(蒲江支部)

○地域資源マップの作成

地域福祉に関する地域資源に関する情報を、住民に広く周知するために、地域資源マップ・社会資源リストの作成を行い、社協ホームページに掲載する等、啓発支援を行う。

○地域ケア会議、ケアマネジメント支援会議への参加(本部・各支部)

(3)フードバンクおおいとの協力とフードバンクの活用

- 各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々へ配布する。あわせて、団体への支援としてフードバンクを通じて食品を提供する。

(4)佐伯市共同募金委員会の運営

- 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の実施、広報啓発活動、災害義援金の募集を行う。
- 地域福祉事業の助成(赤い羽根)、地域福祉団体への助成(歳末)を審査委員会を経て行う。

2 活動拠点の確保

(1) 社会福祉センター・地域福祉センターの運営(指定管理事業)

- 地域福祉事業推進の拠点として施設機能を十分活用し、事業を行う。
・佐伯市社会福祉センター ・上浦地域福祉センター ・直川地域福祉センター

(2) ボランティアの拠点の確保

- ボランティア団体の活動を促進するため、誰もが使いやすい拠点の確保の検討を行う。

[Ⅲ] サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 情報提供の充実

(1) 社協だよりによる情報提供

- 年5回の広報誌「社協だより」を発行し、地域福祉に関する身近な情報やお知らせ等、住民への情報提供活動を行う。

(2) ホームページ・フェイスブック・インスタグラム・ケーブルテレビなどソーシャルネットワークを活用し、若い世代への情報発信を行う。

- 地域福祉に関する最新情報や事業等の様子を積極的に発信していく。

(3) 「ひとしずくちゃん」による広報

- 社会福祉協議会のイメージキャラクター「ひとしずくちゃん」が各種イベントへ参加する。また、「ひとしずくちゃん自動販売機」を市内に設置して広報活動を行う。

2 相談支援体制の充実

(1) 弁護士による無料法律相談会

- 専門家による相談として弁護士による相談会を実施する。(年15回)

(2) 民生委員による心配ごと相談会

- 民生委員児童委員協議会の協力により、住民の日常生活のあらゆる悩みや心配ごとに対して、適切な助言や援助を行うため「心配ごと相談会」を実施する。
(佐伯支部 年6回、蒲江支部 年6回)

(3) 生活困窮者自立支援事業(市受託事業)

- 生活に困窮している方に、自立した生活ができるまで自立相談支援機関として継続的な相談支援を行う。また、コロナ禍における特例貸付者へのフォローを行う。
 - ・就労支援、ハローワークとの連携
 - ・愛のひとしずく事業による食料品・日用品等の支援
 - ・フードバンクを活用した食糧支援
 - ・ほっとカフェ(ひきこもり等の方の集いの場)
 - ・きずなファーム(農作業を通じての就労体験)
 - ・キッチンきずな(きずなファームで収穫された作物を活用して自ら料理を行う集いの場)

- ・就労訓練先の相談(佐伯圏域障がい者共同サポートセンター「人とき」との連携や受け入れ企業の開拓)
- ・ワークチャレンジ(企業等での就労体験)
- ・きずなレター(ひきこもりの方へ手書きの葉書を送りアプローチする。)
- ・ひきこもり脱出作戦会議(医療関係者と連携し、ひきこもりの方へのアプローチ方法を協議する。)
- ・広報啓発活動(民生委員児童委員や関係機関に対し、積極的な事業広報)
- ・就労準備支援事業との連携を強化し、就労の促進を図る。
- ・きずなギフト(困窮者宅へ訪問し、食料品・日用品の支援を行う)
- ・きずなマーケット(収穫物の販売訓練)
- ・農福連携の取り組み強化(地域貢献、指導者の派遣協力、用具借用等)

(4) 就労準備支援事業(市受託事業)

- 「社会との関わりに不安がある」「人とのコミュニケーションが上手くとれない」など、直ちに就労が困難な方に対して1年間、プログラムにそって一般就労に向けた基礎能力を高める。
- 生活習慣形成のための指導訓練
 - ・身だしなみに関する助言
 - ・規則正しい起床・就寝・バランスのとれた食事摂取に関する助言など
- 就労の前段階として必要な社会的能力の形成
 - ・挨拶の励行や基本的コミュニケーション能力の形成
 - ・地域のイベントなど地域活動への参加
 - ・清掃などボランティア活動
 - ・福祉事業所や企業の職場見学
- 事業所での就労体験の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得支援
 - ・福祉事業所や一般企業での就労体験
 - ・模擬面接の実施
 - ・履歴書の作成訓練

(5) 総合相談事業

- 地域住民の心配ごとや悩みに総合的に対応できるよう相談体制の充実を図る。
- 子ども、障がい者、高齢者等住民の総合相談窓口として相談を受け、必要なサービスや関係機関につなぐ等の対応を行う。
- 高齢者や介護等の相談調整は、地域包括支援センター等と連携をとり支援につなげる。
- 総合相談の相談内容について分析を行う。(相談概要の見える化)
地域支援システムの活用によるデータ管理の実施。

(6) 資金貸付事業

- 低所得者等への資金の貸付を行う。
 - ・生活福祉資金貸付事業の実施(県社協受託事業)
 - ・小口資金貸付事業の実施(市社協事業)

・総合支援資金等、特例貸付の延長対応(県社協受託事業)

(7)被保護就労支援事業(市受託事業)

- 生活保護受給者のうち18歳以上65歳未満で就労が可能と思われる方に対して、就労の実現に必要な支援を行い、経済的、社会的自立を助長する。
- ・失業に至った経緯、就労できない課題を個別に分析する。
- ・履歴書作成、面接指導など就職支援を行う。
- ・ハローワークへ同行支援し、職員と連携を図りながら適職について助言を行う。
- ・就職後、定期的に声かけ、見守りを行い、定着支援を行う。

3 福祉サービスや健康づくり事業の充実

(1)高齢者福祉サービスの充実

- 高齢者世帯等、大きな洗濯物(こたつ布団や毛布など)をコインランドリーに運び込むことが困難な方に対し、洗濯代行の支援を行う。
- ・お洗濯支援事業(宇目支部)

(2)独居世帯への相談・見守り・終活などの支援

- 判断能力低下後の支援、見守り、終活に関する視察研修を行い、能力低下後から死後事務までの支援について、仕組みを検討する。

(3)毎日型配食サービス(上浦支部)

- 高齢者等に対し、毎日の食事(弁当)を届けることにより、栄養状態の維持改善を図るとともに、住み慣れた地域で健康に生活を送ることが出来る様に支援し、あわせて食事の配達時に安否確認を行う。

(4)「思いやりごはん」うめ (宇目支部)

- 一人暮らし高齢者を対象に、調理実習を通じて食事機会を設けることにより「孤食予防」、「社会参加の促進」、「栄養改善の意識向上」を図る。
- (年2回 各10名)

(5)「3カフェテラス」in 渡町台(佐伯支部)

- 男性の自立への取り組みとして「手軽な料理」にスポットをあて、シニア男性の食への興味を促進し、皆で楽しく活動できる料理教室を開催する。
- (年2回 各16名)
- ・渡町台地区での男性の居場所普及において、中核を成すリーダーとの連携。
- ・協働の仕組みづくりを目指す。

(6)障がい者福祉サービスの充実

①車いすの貸し出し

- 高齢者や障がい者、一時的に歩行が困難な方を対象に、車いすの貸出を行う。

②移送サービス事業(宇目支部)

寝たきりの方や車いすを使用されている方で、家族等が送迎出来ない世帯に対し、医療施設への通院・入退院の支援を行う。

(7)子育て支援サービスの充実

①上浦子育て支援事業(上浦支部)

乳幼児、未就学児、その親等を対象にレクリエーション活動や一時預かりを行う。

②チャイルドシート貸出事業(宇目支部)

着用義務のある乳幼児の保護者・親族に対し、一時的な貸出を行う。

(8)健康づくり事業の充実

○高齢者の介護予防として健康づくり事業を行う。

- ① さいき通りゃんせ事業……(20回/年 佐伯支部)
- ② さいき通りゃんせぷらす事業…(10回/年 佐伯支部)
- ③ 上浦元気アップ事業……(92回/年 上浦支部)
- ④ 本匠体操教室ひとつむぎ……(6回/年 本匠支部)
- ⑤ 宇目このゆびとまれ……(16回/年 宇目支部)
- ⑥ 直川シニア世代元気事業……(2ヶ所延べ93回/年 直川支部)
- ⑦ らくらくスマホ教室……(12回/年 直川支部・新規)
- ⑧ 大島でつながるプロジェクト…(12回/年 鶴見支部)
- ⑨ 米水津わいわいプロジェクト…(48回/年 米水津支部・新規)

4 権利擁護体制の充実

(1)日常生活自立支援事業(県社協受託事業)

○軽度の認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方に対して、権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助を行う。

(2)成年後見制度の利用促進(市受託事業)

○中核機関

①広報啓発

・成年後見セミナーやチラシを配布し、判断能力が低下する前から成年後見制度の利用が検討できるように制度の仕組みを伝える。

②相談受付

・住民からの相談に応じ、成年後見制度の利用が必要か課題を分析し検討する。

③成年後見制度の利用促進

・申し立て支援を行う。
・本人の利益のために誰が申し立てを行うか検討する。
・受任調整会議で後見人候補者の推薦を行う。

④後見人の支援

・後見人などへの相談支援
・報告書作成などの事務支援

・地域の相談支援機関と連携し、定期的なモニタリングの実施

○法人後見事業

- ・身上保護(高齢者施設や介護サービスなどの各種手続き、定期的に訪問し生活状況の確認)を行う。
- ・財産管理(通帳・印鑑の管理/収支の管理/不動産などの管理)を行う。

○市民後見人の育成

- ・市民後見人養成講座を実施し、後見人として活動できる人材を育成する。

[IV] 安全・安心なまちづくり

1 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進

(1)災害ボランティアセンター設置・運営

- 佐伯市との協定により、大規模災害発生時には「災害ボランティアセンター」を設置・運営し被災者支援を行う。
- 災害支援に必要な資機材の準備を行っており、大規模災害に備える。

(2)地域防災講座への協力(講師派遣)と防災事業の実施

- 地域の研修の講師や訓練への協力として職員の派遣を行い、防災を通じて、地域づくりができるよう支援する。
 - ① 宇目地区防災研修の実施(宇目支部)
 - ② 直川地域防災連絡協議会へ協力し、避難所運営訓練の実施(直川支部)
 - ③ 地域防災力向上事業への協力(蒲江支部)

(3)防災教育プログラム事業

- 学校での防災教育で活用できる防災研修メニューにより、体験研修を通じた防災意識の醸成を図る。

(4)災害ボランティアネットワーク協議会の運営

- 災害時に支援活動が可能な団体と、日ごろから顔の見える関係を構築するために、会議、訓練、研修を行う。

(5)災害に対応できる職員の育成

- 災害の知識を有し、災害時に対応できる職員を育成する。
 - ①防災士の資格取得
 - ②被災地への職員派遣
 - ③災害ボランティアセンターの設置運営訓練
 - ④各種防災研修会への職員派遣

(6)防災標語づくり(弥生支部)

- 地域住民に呼びかけ、集まった標語をもとにカルタを作成し、地域や学校で行われる防災事業で活用してもらい、防災意識の向上に繋げる。

(7) 緊急情報キット事業

- 高齢者の緊急事態に対処するため、緊急情報キットを必要な世帯へ配布し、民生委員児童委員の協力による年1回の情報更新を通して、見守り活動も行い生活の安全を確保する。
- 緊急情報キット連絡会
緊急キット事業を円滑かつ効果的に進めるため、関係機関による連絡会を実施する。(1回/年)

(8) 高齢者や子どもの見守り活動の推進

- 地域で行われる見守り活動を支援・推進する。
 - ①地区社協配食サービスによる見守り
 - ②毎日型配食サービスによる見守り(上浦支部)
 - ③宇目あんしん見守り隊(宇目支部)
 - ④かまえ安心安全マンボウ隊の見守り(蒲江支部)
 - ⑤福祉推進員による見守り(蒲江支部)

2 誰にでもやさしいまちづくりの推進

(1) 新たな移送サービスの検討

- 地域課題として高齢者の移動の心配が多い中で、多機関、専門職の連携による新たな移動の仕組みを検討する。

[V] その他の事業

(1) 社協の自主財源の確保の取り組み

- 社協の各種事業を積極的にPRし、自主財源となる会費の増額を図る。
 - ①社協旗や財源旗(社協会費・赤い羽根)を活用し、PR活動をする。
 - ②飲料メーカーとの協働により、清涼飲料水自動販売機の設置による活動資金調達を行う。

(2) 職員の資質向上の取り組み

- 職員のスキルアップを目的として、外部講師の招聘による研修会の企画や県内外の社協関係者との合同研修に職員を派遣する。

(3) 福祉現場実習生の受け入れ

- 大学等の依頼により、社会福祉士養成のため現場実習の受け入れを行う。

(4) 地域福祉活動計画の進行管理

- 佐伯市地域福祉活動計画推進協議会を設置し、進捗状況の把握と評価を行う。
また、令和6年度からの第4期地域福祉活動計画策定に向け、市役所担当課と事前協議を行う。

(3)在宅福祉サービス部門

介護保険事業は、要支援 1.2、介護 1～5 の認定を受けられた方が対象者となる。介護1以上になると施設(有料老人ホーム等)を利用される方も多くいたが、入所も容易ではなく、自宅待機をしながら生活する方も増えている。

地域によって幅はあるものの、「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)の利用者(事業対象者・要支援 1.2)割合が多く、本会の通所介護事業や訪問介護事業では収入への影響は大きい。また業務する職員の高齢化もすすみ、新たな職員確保も難しくなっている。

職員の確保や定着を進めるためにも、継続的に処遇改善加算、特定処遇改善加算を取得し、職員の処遇改善を図る。

障がい者への事業(訪問介護員が行うヘルパー事業)については、利用者がほぼ固定しており、安定した運営を目指していく。

介護保険事業は、高齢化率が 50 パーセントを超えている地区をもつ佐伯市にとって重要なものである。そして、地域包括支援センターの受託により、さらに多くの相談を受けることとなっているため、利用者、周辺環境等に配慮しながら、住民に寄り添い支援を行っていく。

1 事業ごとの取り組み

(1)通所介護事業 (デイサービス)

①要介護者対象のデイサービス

○運動プログラム等により自立した生活ができるよう支援していく。

②介護予防・日常生活支援総合事業のデイサービス

○目的に沿ったプログラムを市と連携しながら積極的に展開していく。

・めじろん事業(運動機能向上)・元気アップ事業(認知症・閉じこもり予防)
・いきいき支援事業(生活不活発の予防)

③一般介護予防(市受託事業)の取り組み

○作業療法士の指導により認知症予防に取り組み、目的に沿ったプログラムを実施。1年ごとに評価を行い、自立した生活ができるよう支援していく。

・おげんき広場

④生きがいデイサービスの実施

○自立した生活の維持向上を自ら積極的に希望する方へ、生きがいデイサービスを提供するとともに、総合事業との組み合わせにより介護予防の効果を増進させる。

(2)訪問介護事業(ヘルパーサービス)

①要介護者対象のヘルパーサービス

○自宅で自立した生活ができるよう、身体介護、生活支援を提供していく。

②介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパーサービス

○目的に沿ったプログラムを市と連携しながら積極的に展開していく。

・はつらつ事業 (生活機能向上) ・サポート事業 (生活支援)

(3)居宅介護支援事業(ケアプランの作成、給付管理)

①介護プランと介護予防プランを積極的に受託し、社会資源を生かしたサービスプランを作成する。

②統合したことにより、更なる事業所の効率的な運営を目指す。

(4)障がい者を対象とした事業の実施

- ①ホームヘルパーによる居宅介護、同行援護、移動支援事業の実施。

(5)佐伯市地域包括支援センター（市受託事業）

- ①山間部、海岸部の2か所の地域包括支援センターを受託し、運営。
②地域包括ケアの実現に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう包括的・継続的な支援を行うことを目的とする。

2 サービスの質の向上

介護事業従事職員の資質向上を図るための研修会を開催する。なお、「認知症予防研修」と「虐待防止・人権研修」については職員必須研修とし、全体研修を企画する。

(1)通所介護事業

- デイサービス生活相談員部会(隔月)
- 看護職員部会(年1回)
- 内部研修会の開催、各種研修会への参加
 - ・作業療法士の指導によるリハビリ研修
 - ・自立支援に向けての研修や実践への取り組み
- 介護員ごとのスキルアップ目標の設定

(2)訪問介護事業

- サービス提供責任者会議の開催(毎週1回)
- 内部研修会の開催、各種研修会への参加
 - ・自立支援に向けての研修や実践への取り組み
- 訪問介護員ごとのスキルアップ目標の設定

(3)居宅介護支援事業

- 内部研修会の開催、各種研修会への参加
- 主任介護支援専門員研修への派遣

3 介護事業の方針検討、運営体制の再構築や改善の取り組み

- (1)介護事業の位置づけと方針の検討
- (2)サービス利用者の獲得を社協全体で取り組む
- (3)運営体制の効率化を図るため、統合や組織再編等を踏まえた検討を行う
- (4)定められた各種マニュアルの見直しと改善
- (5)加算について、研究・導入の検討

在宅福祉サービス事業所一覧

○居宅介護支援事業所

支部	事業所名	サービス地域
在宅	佐伯市社協介護保険サービスセンター	佐伯市
宇目	佐伯市社協介護保険サービスセンター「うめ」	佐伯市 豊後大野市

○訪問介護事業所

支部	事業所名	サービス地域
本部	佐伯市社協ヘルパーステーション	佐伯市

○通所介護事業所

支部	事業所名	サービス地域	定員数
上浦	佐伯市社協デイサービスセンター「上浦ふれあい荘」	上浦 佐伯	35名
宇目	佐伯市社協デイサービスセンター「うめ」	宇目 本匠 直川 豊後大野市	35名
直川	佐伯市社協デイサービスセンター「なおかわ」	直川 弥生 本匠 宇目	18名

○生活支援ハウス・高齢者生活福祉センター

支部	事業所名	定員数
上浦	佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス	11名
上浦	佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウス	6名
宇目	佐伯市宇目高齢者生活福祉センター(居住部門)	10名
米水津	佐伯市米水津高齢者生活福祉センター(居住部門)	10名

○地域包括支援センター

本部	事業所名	サービス地域
在宅 福祉課	佐伯市地域包括支援センター「ばんじょう」	弥生 本匠 宇目 直川
	佐伯市地域包括支援センター「あまべ」	鶴見 米水津 蒲江

(4) 施設運営部門(豊寿苑)

～豊寿苑の理念～

『私たちは、入苑者の方々の「その人らしい生活」を大切にし、快適な暮らしができるよう支援します』

1 施設運営方針

入苑者の安心・安全・快適はもとより、豊寿苑の理念に沿い生活の質をより一層向上させることに努めるとともに、安定かつ効率的な運営を目指す。

2 重点目標

①「地域に開かれた施設運営」

○社協が有する地域ネットワークや社会資源を活かして、地域との更なる共生。

②「施設が求められる地域包括ケアシステムの構築」

○重度になってもターミナル期になっても安心して生活できる場所。

○施設職員のマンパワーを地域に展開。

③「ノーリフティングケア」の推進

○抱え上げない・持ち上げない・引きずらない介護を目指す。

- ・内部研修会の実施
- ・外部研修会への参加
- ・腰痛調査の実施
- ・福祉機器の導入

※ノーリフティングケアの目的

抱え過ぎによる入苑者の重度化防止、職員の腰痛予防、離床・排泄改善によるオムツコストの削減、離床頻度が増えることによる誤嚥性肺炎の減少による入苑者の安全確保と職員の人材確保・定着。

3 サービスの提供

(1)入苑者本位のサービスを提供する。

- 入苑者の人権を尊重し、その方の気持ちに寄り添うサービスを提供する。
- 入苑者やご家族から寄せられたご意見ご要望等には、迅速な対応に努める。
また、入苑者の体調の変化はその都度ご家族にお伝えし、密な連携に努める。
- コロナ禍の中でもご家族との繋がりを大事にするため、窓越し面会等を実施する。

(2)入苑者へのサービス内容

- 季節の行事
お花見、盆踊り大会、秋の運動会、クリスマス会、餅つき、節分豆まき、苑外散策
- お楽しみ行事
生花教室、お誕生会、大正琴、民謡教室、行事食、選択食、おやつバイキング
家族交流会、買い物ツアー、ゲーム大会、カラオケ大会
- 生活支援
移動販売の日、苑内ショッピング、散髪の日、苦情巡回相談(毎月1回)
- 健康管理
嘱託医の回診、歯科医の往診、健康診断、病院との連携、日々の観察、嗜好調査
機能訓練(日常生活動作能力の維持、機能回復訓練、発声訓練・嚥下訓練、回想訓練、作業による訓練、レクリエーション)

4 円滑な苑の運営

(1)施設の有効活用・地域貢献事業

- 介護機器展示会・介護教室の開催
- 福祉避難所運営訓練の実施
- 介護相談窓口の設置
- 介護体験・職場体験の受け入れ
- 視察研修の受け入れ
- 地域住民との交流

(2)広報・宣伝活動

- 広報紙「豊寿苑だより」を発行し、苑からの情報発信を行う。
- 社協の広報誌を活用し、苑からの情報発信を行う。
- フェイスブックを活用し、リアルタイムで苑の様子を発信する。

(3)地域の福祉人材の育成

- 介護職員現場実習生の受け入れ
高校からの依頼により、介護職員初任者研修の現場実習生の受け入れを行う。

○市民を対象に、質の高い介護サービスを提供するための実践的な知識・技術の習得と介護人材を育成するために研修会を実施する。

- ・介護職員実務者研修(豊寿苑会場)
- ・喀痰吸引等研修(豊寿苑会場)

○施設でのノウハウを活かし、地域の介護講習会等に専門スタッフを派遣するなど、地域の介護力アップにつなげる。

- ・専門スタッフ(社会福祉士・看護師・介護支援専門員・介護福祉士等)の地域派遣。

(4)防災活動

○災害に備えて、防災訓練、設備の点検を行う。

- ・消防訓練(月1回) ・防災研修会(年1回) ・防災設備点検(年2回)

(5)職員研修

○職員は、教育研修等の機会を通じて自己の能力開発とスキルアップに取り組む。

- ・研修計画による内部研修(年6回)、外部研修への職員の参加
- ・新人職員研修の実施(随時)、身体拘束体験の実施(随時)

回数	実施月	研修内容	時間
1回	5月	人権について/接遇について	18:45～ 19:45
2回	7月	感染症について①/食中毒について②	
3回	9月	身体拘束について①/虐待防止について 褥瘡予防について	
4回	11月	認知症について/急変時の対応について 看取りについて	
5回	1月	感染症について②/食中毒について②	
6回	3月	身体拘束について②/リスクマネジメントについて	

(6)委員会・会議等

会議名	回数	会議名	回数
主任会議	月1回	企画委員会	月1回
主任副主任会議	月1回	介護技術委員会	月1回
感染・褥瘡対策委員会	月1回	拘束ゼロ推進委員会	年4回
地域交流委員会	月1回	ユニット運営推進会議	年6回
リスクマネジメント委員会	月1回	入所検討委員会	年4回
給食検討委員会	年6回	苦情相談委員会	年4回